

文化資源活用補助金

募集案内

《 歴史文化資源の活用につながる保存・修理事業 》

《 歴史文化資源の活用のための周辺整備事業 》

募集期間 令和8年4月1日(水) ～ 4月22日(水)必着

奈良県では、文化財や、『古事記』、『日本書紀』、『万葉集』など奈良県ゆかりの文献史料、歴史上の人物及びそれらに基づく伝承・旧跡等、幅広い歴史文化資源を活用した地域振興に資する取り組みを支援します。ふるってご応募ください！

<令和8年度募集内容のポイント>

1. 歴史文化資源の活用を目的とした事業に対して支援します。

①保存・修理事業の採択例：

歴史的建造物の修理、市町村指定文化財（歴史資料や考古遺物）の保存修理など

②周辺整備事業の採択例：

史跡等の見学路や展示環境の整備、史跡や文化財所在地への誘導看板の設置、文化財の説明板やQRコードの作成・設置、文化財のレプリカ作成など

2. 地域振興に資する取り組みとして、次の事業を高く評価します。

- ・世界遺産登録を目指している「飛鳥・藤原の宮都」の構成資産候補に関連する整備事業。
- ・なら歴史芸術文化村で修理を行う事業。
- ・「文化財保存活用地域計画」に基づき実施していると認められる事業。

3. オンラインによる補助申請が可能です。

- ・メールによる応募が可能。

令和8年3月31日

○提出先（問合わせ先）

奈良県 文化財課 総務企画係

TEL：0742-27-9864

<8時30分～17時15分>

ホームページ：<https://www.pref.nara.lg.jp/n035/51560.html>



【 事業の趣旨 】

奈良県では、文化財や、『古事記』、『日本書紀』、『万葉集』など奈良県ゆかりの文献史料、歴史上の人物及びそれらに基づく伝承・旧跡等、幅広い歴史文化資源を活用した地域振興に資する取り組みの拡充を目指すため、文化資源活用補助金を創設しました。

【 歴史文化資源活用の定義 】

この補助金において、「歴史文化資源の活用」とは、歴史に触れ親しむ機会を創出し、または理解を深める一助となり、住民の郷土意識や地域への誇りの醸成をはじめとする地域振興に資する取り組みを行うことを指します。

【 事業概要 】

①歴史文化資源の活用につながる保存・修理事業

≪補助対象事業≫

- ・市町村指定文化財及び未指定文化財の保存・修理

②歴史文化資源の活用のための周辺整備事業

≪補助対象事業≫

- ・環境整備
- ・解説案内板、誘導表示、標識・記念碑、展示施設の設置
- ・指定文化財の復原物、レプリカの設置

①歴史文化資源の活用につながる保存・修理事業

【 補助対象事業 】

○事業の範囲は下表のとおり。

区 分		範 囲
保存・修理事業	有形文化財	保存修理
	遺跡・名勝等	保存修理、復元整備
	無形民俗文化財	伝承のための施設の修理、用具の修理、保存活用 (記録作成等)
	有形民俗文化財	修理、伝承のための資料収集等

ただし、同一年度に奈良県文化財保存事業費補助金や奈良県の他の補助金に申請される事業は補助対象外とする。

○対象となる歴史文化資源は(1)または(2)とする。

(1) 市町村指定文化財(本県ゆかりの第二次世界大戦終結までの事物に関連するもの)

(2) 未指定文化財(本県ゆかりの第二次世界大戦終結までの事物に関連するもの)。ただし、保存・修理事業の内容が特定の宗教活動に利する事業ではないものに限る。

【 補助対象経費 】

○補助金の対象となる経費は、対象事業に要する経費とする。

※ ただし、以下の経費は補助対象外とする。

(1) 補助対象団体等の運営にかかる経常経費(事業経費と明確に区別できない光熱水費を含む)

(2) 補助対象とする歴史文化資源の日常的な維持管理にかかる経費

(3) 前各号に掲げるほか、この補助金の交付目的になじまないと認められる経費

【 補助金の額 】

○補助対象経費から国庫補助金、地方公共団体又は民間団体からの補助金、助成金等の収入を除いた額に2分の1を乗じた額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)以内

○1補助対象団体あたりの限度額は300万円

②歴史文化資源の活用のための周辺整備事業

○補助対象事業

・対象となる事業の範囲は下表のとおり。

区 分	範 囲
環境整備	歴史文化資源の説明力向上に資する環境整備
工作物設置	歴史文化資源の説明に資する解説案内板
	歴史文化資源へ誘導する誘導表示
	歴史文化資源の存在を示す標識・記念碑
	歴史文化資源の展示力向上に資する展示設備
	歴史文化資源の説明力向上に資する指定文化財の復元物及びレプリカ

ただし、同一年度に奈良県文化財保存事業費補助金や奈良県の他の補助金に申請される事業は補助対象外とする。

○対象となる歴史文化資源は（１）から（４）のいずれかとする。

- （１）国指定文化財
- （２）県指定文化財
- （３）市町村指定文化財（本県ゆかりの第二次世界大戦終結までの事物に関連するもの）
- （４）その他の歴史文化資源（本県ゆかりの第二次世界大戦終結までの事物に関連するもの）。

ただし、周辺整備事業の内容が特定の宗教活動に利する事業ではないものに限る。

【 補助対象経費 】

○補助金の対象となる経費は、対象事業に要する経費とする。

※ ただし、以下の経費は補助対象外とする。

- （１）補助対象団体等の運営にかかる経常経費（事業経費と明確に区別できない光熱水費を含む。）
- （２）補助対象とする歴史文化資源の日常的な維持管理にかかる経費
- （３）前各号に掲げるほか、この補助金の交付目的になじまないと認められる経費

【 補助金の額 】

○補助対象経費から国庫補助金、地方公共団体又は民間団体からの補助金、助成金等の収入を除いた額に２分の１を乗じた額（１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）以内

○１補助対象団体あたりの限度額は３００万円

① ②の事業共通事項

【事業の実施期間】

補助金の交付の決定を受けた日から令和9年3月31日（水）までの間に着手し、完了する事業。ただし、交付決定前に完了する事業は対象となりません。

（注意）交付決定は令和8年6月末を予定しています。

審査の結果、採択できない場合もありますので、補助金の交付を前提とした事業着手は行わないでください。補助金の交付がなければ事業が実施できない場合は、交付決定通知を待って事業を開始してください。

交付決定前に事業に着手する場合は、第8号様式「指令前着手届」の提出が必要です。

【補助対象団体等】

- 「①歴史文化資源の活用につながる保存・修理事業」および「②歴史文化資源の活用のための周辺整備事業」の対象となる者は（1）から（4）のいずれかの者とする。

対象者	歴史文化資源 国・県指定文化財	市町村指定文化財	未指定文化財 その他歴史文化資源
(1) 県内の市町村	○	○	○
(2) 歴史文化資源を 所有又は管理する者	○	○	×
(3) 歴史文化資源を 所有又は管理する団体	○	○	○※
(4) 歴史文化資源を活用 した事業を実施する団体	○	○	×

※ 宗教活動を目的とする団体は申請不可。

- (1) 県内の市町村
- (2) 歴史文化資源を所有又は管理する者のうち、次に掲げる要件を全て満たすもの
 - ア 県内に居住するもの。
 - イ 事業を完遂できる見込みがあること。
 - ウ 会計経理が明確であること。
 - エ 破産者で復権を得ない者に該当しないこと。
- (3) 歴史文化資源を所有又は管理する団体のうち、次に掲げる要件を全て満たすもの
 - ア 県内に事務所の所在地又は活動の拠点をもつこと。
 - イ 一定の活動実績があり、又は事業を完遂できる見込みがあること。
 - ウ 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。
 - エ 会計経理が明確であること。
 - オ 政治活動を目的としないこと。
 - カ 宗教活動を目的としないこと。

- キ 営利を目的としないこと。
 - ク 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的としないこと。
 - ケ 破産者で復権を得ない者に該当しないこと。
- (4) 歴史文化資源を活用した事業を実施する団体のうち、次に掲げる要件を全て満たすもの
- ア 県内に事務所の所在地又は活動の拠点を有すること。
 - イ 一定の活動実績があり、又は事業を完遂できる見込みがあること。
 - ウ 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。
 - エ 会計経理が明確であること。
 - オ 政治活動を目的としないこと。
 - カ 宗教活動を目的としないこと。
 - キ 営利を目的としないこと。
 - ク 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的としないこと。
 - ケ 破産者で復権を得ない者に該当しないこと。

ただし、「①歴史文化資源の活用につながる保存・修理事業」の「未指定文化財」、「②歴史文化資源の活用のための周辺整備事業」の「その他の歴史文化資源」を対象とする事業は（１）（３）とする。

また、「①歴史文化資源の活用につながる保存・修理事業」において、「市町村指定文化財」を対象とする場合、「②歴史文化資源の活用のための周辺整備事業」において「国指定文化財」「県指定文化財」「市町村指定文化財」を対象とする場合は、（３）カ、（４）カを除く。

【 申請 】

○申請書類

必要書類を下記早見表よりご確認ください。

申請書類の早見表

書類名	申請する事業	① 歴史文化資源の活用につながる保存・修理事業 ② 歴史文化資源活用のための周辺整備に係る事業
(1)文化資源活用補助金 交付申請書（第1号様式）		必須
(2)歴史文化資源データベース 登載シート（第2号様式）		必須 ※紙で提出の場合、データも提出すること
(3)事業計画書（第3号様式）		必須
(4)収支予算書（第4号様式）		必須
(5)団体調書（第5号様式）		市町村・個人は不要

(6)事業実施体制（第6号様式）	市町村・個人は不要
(7)団体目的等についての誓約書（第7号様式）	市町村・個人は不要
(8)団体の規約、定款等の写し及び役員名簿	市町村・個人は不要
(9)指令前着手届（第8号様式）	交付決定前に着手する場合のみ
(10) 補助対象経費の算出根拠となる書類（見積書または、見積書を用意することが難しい場合は、客観的に経費が妥当であると認められる資料）	必須
(11)事業のPRペーパー その他参考となる書類	事業のPRペーパーは必須 その他資料は必要に応じて添付すること
(12)申請時チェックシート	必須

※ (2) 提出されたシートの記載事項ならびに写真は、事業の採択にかかわらず奈良県歴史文化資源データベースホームページ「いかす・なら」に掲載しますのでご了承ください。

※ (3) 事業計画書には、位置図、図面、現状写真、及び事業の内容を示す資料等を添付してください。また、「歴史文化資源を活用した事業を実施する団体」については、必要に応じて対象とする歴史文化資源の所有者や事業対象地の地権者等の同意書を添付してください。

※ (6) 事業実施体制について
審査委員が役員及び職員で参加している場合は申請できません。

※ (11)事業のPRペーパーについて
事業のPRペーパーには、特に審査員へ伝えたい事項を記載してください。
(用紙は、文化財課HPより入手してください。)

○申請書類の注意点

- ・オンラインによる補助申請が可能のため、メールによる応募が可能です。
- ・全ての様式に押印は不要です。
- ・所定の様式に、簡潔明瞭に記載してください。
- ・書類は原則としてワープロ、パソコンで作成してください。
- ・紙で提出の場合、用紙のサイズはA4で統一し、様式の記載欄は必要に応じて枠を調整してください。なお、参考資料で既存のパンフレット等を添付する場合は、そのままの大きさと結構です。
- ・提出された書類は返却しませんので、必ず控えをとっておいてください。
- ・申請に際して、文化財等に係る国、県、市町村等の現状変更等の許可が必要な場合は、事前に関係機関と調整してください。詳細は市町村の文化財担当課へお問い合わせください。

《申請書の入手方法》

➤奈良県ホームページ

(<https://www.pref.nara.lg.jp/n035/51560.html>) から
入手してください。



○申請書類の提出期限

令和8年4月22日（水）必着 （メール、持参の場合は、当日17：00まで）

○提出方法

（1）メールでの応募

（送付先）

メール：文化財課にお問い合わせください。

（注意）

- ・必ず電話で県文化財課文化資源活用補助金担当に到着確認を行ってください。
- ・送付資料のデータ総量が5MB以上の場合、事前に文化財課までご相談ください。

（2）持参若しくは郵送での応募

（郵送先）

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県 文化財課 宛

（注意）

- ・事務処理円滑化のため、できる限りメールで応募してください。
- ・郵送の場合は必ず電話で県文化財課に到着確認を行ってください。
- ・送付中の事故については当方では責任を負いかねますのでご了承ください。

○申請事業のヒアリング

申請書類提出後、令和8年4月16日（木）～4月30日（木）の間で事業内容のヒアリングを行います。ヒアリングは必要に応じて実施します。期間内にヒアリングできない場合は、不採択となる恐れがありますので、予めご了承の上で日程調整をお願いいたします。

※面談時間は1時間程度を予定し、日程は申請書類提出後に調整致します。

※やむを得ない事情により、設定期間中のヒアリングを受けられない場合は、設定期間以前に調整いたしますのでご相談ください。

【 審査 】

- ・申請のあった事業について、審査を行い、採択の可否を決定します。

○第1次審査（書面による審査）5月上旬～中旬

申請書類の書面審査を以下の観点から行います。

- ・申請者が「補助対象団体」の要件を全て満たしていること
- ・申請事業が「補助対象事業」の要件を全て満たしていること
- ・単なる構想でなく、実現可能な内容となっていること
- ・文化財への改変などの悪影響がないこと

○第2次審査（選定審査会を通じた審査）6月上旬

申請内容を審査のうえ採択・不採択を決定します。

新規事業（解説案内板設置事業や、誘導表示設置事業を除く）は第2次審査当日に審査員への説明をお願いします。

また、継続事業で前回採択時審査会意見が付されていた事業については、審査会当日に審査員への説明をお願いすることがあります。

※上記に該当する事業で、第2次審査当日に説明に来ることができない団体は不採択とします。

○審査基準

下記の審査基準によって審査が行われます。

① 地域振興への貢献度	・補助金の趣旨に合致した事業目的が設定されているか ・地域における位置づけ、活用計画、方針が示されているか ※今年度は次のテーマを高く評価します。 ・世界遺産登録を目指している「飛鳥・藤原の宮都」の構成資産候補に関連する整備事業。 ・なら歴史芸術文化村で修理を行う事業。 ・「文化財保存活用地域計画」に基づき実施していると認められる事業。
② 手段の有効性	・実施内容及び実施方法等が明瞭であり、事業目的達成のために効果的かつ効率的な事業計画が作られているか
③ 公益性	・ <u>文化財保護法等の関連法令を遵守し</u> 、不特定多数の者に効果が還元される公益性の高いものであるか
④ 事業効果	・活用計画・方針が具体的に示されかつ 地域振興への貢献、効果をはかる指標が適切に示されているか ・事業の効果が一過性でなく継続的に波及する仕組みが構築されているか ・期待される事業効果に対して適切な費用となっているか
⑤ 実効性	・経費の積算は適切か ・実施体制が強固なものであるか

【 補助金の交付決定及び実績報告等 】

○補助金の交付決定

採択された事業については、交付決定通知を送付します。なお、交付にあたっては条件を付けることがあります。

○変更承認申請

やむを得ず補助事業内容や事業期間を変更する場合、または収支予算書（第4号様式）の区分欄において配分された経費のうち補助対象経費が当初申請時と比較して20パーセントを超えて増減した場合には文化財課へ連絡の上、変更承認申請書を提出してください。

○実績報告

補助事業が完了したときは、事業完了日から30日以内又は令和9年3月31日（水）のいずれか早い日までに実績報告書に必要な書類を添付して提出してください。この際、領収書等の支出証拠書類を提出していただきますので、会計経理は適正に行ってください。

○補助金の交付

実績報告書が適当と認められたときは、補助金の額を確定し、補助事業者へ通知します。通知を受けた補助事業者は、補助金請求書を提出してください。適正な請求書を受領した後、補助金を交付します。

○補助金にかかる消費税及び地方消費税の仕入税額控除額（返還額）の報告・返還

当該補助金を受けた補助事業者は、「消費税等仕入控除税額確定報告書」の提出が必要です。（返還額が0円の場合でも提出が必要となります。）

【 補助金交付までのスケジュール（予定） 】

事 項	日 程
応募期間	令和8年4月 1日（水）～ 4月22日（水）
ヒアリング期間	令和8年4月16日（木）～ 4月30日（木）
第1次審査	令和8年5月上旬～中旬
第2次審査（選定審査会を通じた審査）	令和8年6月上旬
採択事業の決定、公表	令和8年6月末
補助事業の着手	補助金の交付の決定を受けた日以降（3ページの「事業の実施期間」を参照してください）
補助事業の完了	令和9年3月31日（水）まで
事業実施報告	事業完了日から30日以内又は令和9年3月31日（水）のいずれか早い日まで
補助金請求書の提出	額の確定後、速やかに

【 その他 】

○申請にかかる費用負担

- ・申請に係る費用及び事業実施後の報告に係る費用は、全て申請者の負担になります。

○情報公開

- ・申請書類の記載事項は、担当者に関する事項等の一部の個人情報を除き、原則として情報公開の対象となります。
- ・申請された事業名、事業内容、団体名及び代表者名は公表する場合があります。
- ・第1次、第2次審査の概要は公表する場合があります。

○事前相談について

希望者を対象に、申請内容の相談を受け付けます。30分単位の事前予約制です。

■予約方法

下記宛てに、希望される日時の前日までに予約の電話をお願いします。

(都合によりご希望に添えない場合もございますのでご了承ください)

奈良県 文化財課 TEL: 0742-27-9864

■必要書類

- ・第1号様式～第8号様式及び、その他実施する事業内容が分かる書類
- ※効果的な相談を行うため、ある程度内容を記載した申請書類をお持ちください。